

令和8年度とくしま香酸かんきつ増産プラン実証事業委託に係る

公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

この募集要領は、令和8年度とくしま香酸かんきつ増産プラン実証事業委託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 委託業務名

令和8年度とくしま香酸かんきつ増産プラン実証事業委託業務

(2) 業務目的

急増する国内外の需要に対し、深刻な生産量不足が生じている香酸かんきつの安定供給を実現するため、農業者、民間企業、大学等、あらゆる分野から課題解決に繋がるアイデアを公募・実証し、徳島県ならではの増産モデルを構築するとともに、県内産地への横展開に取り組むことを目的とする。

(3) 業務内容

別添「令和8年度とくしま香酸かんきつ増産プラン実証事業委託業務仕様書」のとおり。

※主な内容：香酸かんきつの増産につながる実証計画の立案と実施

(収穫・管理の省力化、新品種導入、栽培マニュアル作成、人材確保など)

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

(5) 委託料上限額（見積限度額）

プロポーザルの成績上位者（最大5者程度）に対して、1者あたり最大2,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、実際の契約金額は、プロポーザルの順位及び提案内容の規模・実効性を考慮し、県との協議の上で決定する。

※国交付金の交付決定がなされなかった場合又は減額となった場合は、本事業の全部又は一部を実施しない場合がある。

3 スケジュール

令和8年4月10日	公募開始
4月21日	質問受付締切
4月24日	質問回答掲載開始
5月1日	参加申込書等提出締切
5月15日	企画提案書等提出締切
5月下旬	審査委員会（プレゼンテーション審査） 審査結果通知
6月1日	契約、業務開始

4 委託対象経費等

(1) 対象となる経費

ア 事業実施に必要な経費として、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

イ その他事業を実施するために必要と認められる経費

ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること

(2) 対象とならない経費

ア 機械等の購入経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 国や地方公共団体等の補助金等によりすでに支弁されている経費

エ その他事業との関連が認められない経費

(3) 委託対象経費の証拠書類

ア 委託業務に要した経費は原則、領収書等で確認できることとする。

イ 領収書等で照合が困難な経費は、その支払いの積算根拠を明確にすること。

5 参加資格

応募者は、事業を効果的・効率的に実施することができる者（複数法人等による場合は連合体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは、暴力団員（同上第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (4) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固又は拘禁以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しないもの
 - エ 暴力団の構成員等
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (9) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。

6 企画提案の参加・応募方法

- (1) 提出書類、部数及び提出期限
仕様書を踏まえて、次の書類等を作成し、提出すること。また、書類の大きさは A 4 版とする。

内 容	部 数	提出期限
ア 参加申込書（様式第 1 号）	正本 1 部	令和 8 年 5 月 1 日 （金） 午後 5 時必着
イ 添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て） （ア）法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※発行日から 3 か月以内のもの、写し不可 （イ）個人事業者の場合は個人事業開始届の写し （ウ）会社等の概要が分かる書類（パンフレット等） （エ）直近 2 期分の決算書又はこれに類する書類 （オ）事業者の本社及び営業所等の所在地の都道府県税 の全てに未納がない旨の証明書 （カ）コンソーシアムの場合 コンソーシアム協定書（様式第 2 号）の写し及び コンソーシアム委任状（様式第 3 号）		

ウ 企画提案書（様式第4号）	正本1部 副本7部	令和8年5月15日 （金） 午後5時必着
エ 業務に係る経費の見積書（様式第5号）		

(2) 提出方法

持参（土日祝日を除く）又は送付によること。ただし、送付による場合は書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
 徳島県農林水産部生産流通課 園芸担当
 電話番号 088-621-2407
 ファクシミリ 088-621-2856
 E-mail: seisanryuutsuka@pref.tokushima.lg.jp

7 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要領及び仕様書に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- エ 企画提案書の作成、提出等応募及びプレゼンテーションに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- オ 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて提案者が負うものとする。また、提案内容に第三者の有する著作権等の知的財産権が含まれる場合、徳島県及び関係機関が当該アイデアを実施・二次利用するにあたり権利侵害が生じないよう、あらかじめ自身の責任と負担において必要な許諾を得るなど、適切な権利処理を行うこと。
- カ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- キ 提出された企画提案書、その他の書類は、原則返却しない。
- ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ケ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続を完了するまでは県と当法人等との契約関係を生じるものではない。
- コ 業務の実施に当たっては、関係各所と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- サ 採用された企画提案書をもとに県と受託者が協議し、業務を行うものとする。
- シ 当要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

8 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。なお、提出方法及び提出先は「6 企画提案の参加・応募方法（2）提出方法、（3）提出先・問い合わせ先」によること。

9 応募に係る質問

（1）質問の受付期限

令和8年4月21日（火）午後5時まで（必着）

（2）質問書の提出

質問書（様式第7号）により行うものとし、6の（3）に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより受け付ける。なお、送信後に必ず電話で着信を確認すること。

（3）質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や企画提案書手続きに関する事項に限るものとする。

（4）質問に対する回答

徳島県のホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）に掲載する。
（個別には回答を行わない。）

10 審査及び結果通知

（1）審査方法

徳島県が別に設置する選定委員会において、プレゼンテーションによる審査で成績上位者（最大5者程度）を選定する。ただし、応募者が多数の場合は企画提案書等の書面審査を実施し、その結果を基にプレゼンテーション参加者を選定する。なお、提案者が少数であった場合は、選定委員会において適否を判断する。

※プレゼンテーション審査に参加する提案者には、企画提案書の締切日以降別途通知する。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、応募辞退と見なす。

※やむを得ない事情により、プレゼンテーション審査ができない場合には、別途通知する。

※企画提案書として提出した資料以外での説明は原則認めない。

（2）審査基準

審査は、次の観点に基づき審査する。

ア 計画性

イ 実現性

ウ 波及性

エ 継続性

オ 妥当性

（3）審査結果の通知

ア 審査結果は全ての提案者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

イ 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

ウ 選定委員会において選定された委託候補者は契約手続を完了するまで徳島県との契約関係を生じない。

エ 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

11 契約の締結

（1）選定委員会が選定した成績上位者（最大5者程度）を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。

（2）契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案書の内容を一部変更することがある。

（3）協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。

(4) 契約予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。